

蟹江町まちなか交流センターにおける商品受託販売に関する事務
取扱要領

(平成23年7月1日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、蟹江町まちなか交流センター（以下「交流センター」という。）における商品の受託販売についての商取引を公正に行うとともに商品の周知及び販路開拓を支援することを目的とする。

(取扱商品の種類)

第2条 交流センター内で展示販売できる品目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 販売を委託しようとする者（以下「委託者」という。）自らが製作した工芸品又は加工食品（酒類は除く。）。ただし、加工食品については、常温で6ヶ月以上の賞味期限が設定されているもの

(2) その他蟹江町観光協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるもの

(販売方法)

第3条 交流センター内の展示販売は、蟹江町観光協会（以下「協会」という。）への委託販売方式により行うものとする。

(資格要件)

第4条 委託者は、すでに交流センターを利用し、かつ今後も継続して利用の見込みがある者とする。ただし、会長が特に認めるときは、この限りでない。

(委託の申込み)

第5条 委託者は、商品委託販売申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に基づくものとする。

(1) 同一団体の申請は、1人とする。

(2) 委託販売の申請は、1人1区画とする。

3 委託販売の受付は、原則として先着順とする。また、申込みが予定区画数を超えた場合は、空き区画が出次第、登録順に連絡するものとする。

(委託の承諾)

第6条 会長は、前条の申請書を受理した場合において、適当と認めたときは、商品委託販売承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）を交付して、受託販売を行うものとする。

2 会長は、交流センターの管理上必要があるときは、前項の承諾に条件を付すことができる。

（物品の取扱い）

第7条 協会は商品の引渡しを受けたときは、商品名、数量及び販売単価を記載した受領書（様式第3号）を委託者に提出しなければならない。

（販売の期間）

第8条 商品受託販売の期間は、3ヶ月以内とする。ただし、委託者において承諾書に明記されている各事項に違反したときは、商取引を中止するものとする。

（販売手数料）

第9条 委託者は、商品販売代金の100分の10に相当する額を販売手数料として協会に支払うものとする。

2 前項の販売手数料は、当該商品の売上金の中から控除するものとする。

（出品場所等）

第10条 出品場所及び区画は、協会が指定するものとする。

（商品の搬入等）

第11条 商品の搬入、陳列及び引き取りにあたっては、委託者の負担と責任において協会が指定した時間、方法でおこなわなければならない。

（委託者の義務）

第12条 委託者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法、その他関係法令を遵守すること
- (2) その他協会の指示に従うこと

（助言・勧告）

第13条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者に対し必要な助言又は勧告をおこなうことができる。

- (1) 規格及び数量等を遵守しない者
- (2) 搬入、陳列及び搬出方法に従わない者

(3) その他協会の指示に従わない者

(委託販売の停止又は取消処分)

第14条 前条の助言・勧告にもかかわらず是正又は改善が認められない場合には、協会は委託販売の停止又は取消処分等の必要な措置を講じることができる。

(苦情・返品等の処理)

第15条 協会は、交流センターで販売した商品について購入者から苦情又は返品等があった場合は、速やかに委託者に連絡を取り、適切な措置を講じなければならない。

2 前項の処理に要した費用は、全て委託者の負担とする。

(商品の管理)

第16条 協会は、善良なる管理者の注意をもって商品の保管にあたらなければならない。

(免責)

第17条 盗難、自然災害及びその他の不可抗力による被害については、町及び協会はその責を負わないものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、商品受託販売に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

商品委託販売申請書

年 月 日

蟹江町観光協会会長殿

申請者

住所

氏名

電話番号

蟹江町まちなか交流センターにおける商品受託販売に関する要領第5条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

番号	商品名	入数	販売価格（円） （消費税含む）